法人税法第八十一条の九第一項第一号イ	）の規定		）並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定
法人税法第八十一条の九第一項第一号ロ	第六十二条の五第五項		第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで
法人税法施行令第百五十五条の二第一項第二号		譲渡）	譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）
		）の規定	並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで）の規定
昭和四十二年法人税法施行令改正令附則第五条第四項	第六十二条の五第五項の		第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項までの
	）」と、		）並びに租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」と、

第三十九条の百二十四を削る。

第三十九条の百二十三の二第九項中「応じ」を「応じ」に改め、同条を第三十九条の百二十四とする。

第三十九条の百二十四の二中「第六十八条の百二の三第一項」を「第六十八条の百二の二第一項」に改める。

第三十九条の百二十五第二項中「第六十八条の六十三の二第一項」の下に「、第六十八条の九十八第一項」を、「第五項並びに」の下に「第六十八条の九十八第六項から第九項まで並びに」を加え、同条第三項第二号イ及びロ中「、ル及びヲ」を「及びルからワまで」に改める。

第三十九条の百二十六第二項第二号イ及びロ中「、ル及びヲ」を「及びルからワまで」に改める。

第三十九条の百三十一に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百条第五項又は第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四又は第六十八条の四十四の規定

第四十条の二第五項ただし書中「次条」の下に「（第九項を除く。）」を加え、「（法」を「（以下この項において「猶予対象宅地等」という。）及び法」に改め、「特例受贈事業用資産」の下に「（以下この項において「特例受贈事業用資産」という。）」を加え、「ものを」を「もの（同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした同号イに規定する宅地等（以下この項において「受贈宅地等」という。）の譲渡につき同条第五項の承認があつた場合における同項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなされた資産及び受贈宅地等又は当該特例受贈事業用資産とみなされた資産の現物出資による移転につき同条第六項の承認があつた場合における同項の規定により特例受贈事業用資産とみなされた株式又は持分を」に、「猶予対象宅地等」を「猶予対象受贈宅地等」に改め、同項第三号中「猶予対象宅地等」の下に「若しくは当該猶予対象受贈宅地等」を加える。

第四十条の二の二第一項第一号ハ中「及び次項」を「、次項及び第九項」に、「）を」を「）若しくは同条第五項に規定する猶予対象受贈宅地等（同号ハ、次項及び第九項において「猶予対象受贈宅地等」という。）を」に改め、同項第二号ハ中「猶予対象宅地等」の下に「若しくは当該猶予対象受贈宅地等」を加え、同条第二項中「猶予対象宅地等」の下に「及び猶予対象受贈宅地等」を加え、同条第九項を次のように改める。

9　法第六十九条の五第一項の被相続人から相続又は遺贈により取得をした次の各号に掲げる資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける者がいる場合には、その者が当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める面積に相当する面積の土地を法第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等である同条第一項に規定する小規模宅地等として選択したものとみなして、法第六十九条の五第五項の規定を適用する。

一　猶予対象宅地等　当該猶予対象宅地等のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける部分の面積

二　猶予対象受贈宅地等のうち前条第五項に規定する受贈宅地等（以下この項において「受贈宅地等」という。）であるもの　当該猶予対象受贈宅地等のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける部分の面積

三　猶予対象受贈宅地等のうち法第七十条の六の八第五項の承認に係るもの　イに掲げる面積にロに掲げる割合を乗じて計算した面積

イ　法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の面積

ロ　法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける当該猶予対象受贈宅地等の価額として財務省令で定める金額が法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の同項の規定の適用に係る贈与の時（同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日。次号ロにおいて同じ。）における価額のうちに占める割合

四　猶予対象受贈宅地等のうち法第七十条の六の八第六項の承認に係るもの　イに掲げる面積にロに掲げる割合を乗じて計算した面積

イ　前号イに掲げる面積

ロ　法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける当該猶予対象受贈宅地等のうち受贈宅地等に相当する部分の価額として財務省令で定める金額が法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の同項の規定の適用に係る贈与の時における価額のうちに占める割合

第四十条の六第七項に次の一号を加える。

十三　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定

第四十条の七第六十七項第一号中「に掲げる農地」を「又はハに掲げる農地」に改める。

第四十条の七の八第四項中「定める者に限る。）」を「定める者であつて、当該被相続人」に、「当該被相続人と」を「贈与者と」に、「被相続人の親族」を「贈与者の親族であるものに限る。）」に改め、同条第十六項中「受けたもの」の下に「及び当該事業に従事したことにより当該個人の使用人（前項第一号又は第二号に掲げる者に該当するものを除く。）が支払を受けたもの」を加え、同条第十七項中「同条第一項、第三項」を「同項又は同条第三項」に、「及び」を「若しくは」に改める。

第四十条の七の十第一項第一号中「以下」を「第三十五項第三号を除き、以下」に改め、同条第五項中「定める者に限る。）」を「定める者であつて、当該贈与者と」に、「当該贈与者の親族」を「被相続人の親族であるものに限る。）」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「は」の下に「同条第四項に規定する」を加え、同条第三十五項第三号を次のように改める。

三　当該特例事業受贈者に係る被相続人から法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第二項第一号に規定する特定事業用資産のうちに同号イに規定する宅地等（以下この号において「受贈宅地等」という。）がある場合において、当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした法第六十九条の四第一項に規定する宅地等について同項の規定の適用を受ける者がいるときは、当該特例受贈事業用資産のうち次に掲げるものについては、それぞれ次に定める面積の合計が四百平方メートルから第七項に定める面積を控除した面積を超えない場合に限り、法第七十条の六の十第一項の規定を適用する。

イ　受贈宅地等　当該特例受贈事業用資産のうち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする部分の面積